

大和市告示第185号

大和市児童扶養手当受給者への臨時特別給付金給付事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年12月21日

大和市長 大 木 哲

大和市児童扶養手当受給者への臨時特別給付金給付事業実施要綱の一部を改正する要綱
大和市児童扶養手当受給者への臨時特別給付金給付事業実施要綱（令和2年大和市告示第108号）の一部を次のように改正する。

第1条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

第2条第5号中「令和2年10月31日」を「令和3年11月30日」に改める。

第3条第1項中「第5条第1項」を「第5条」に改め、同項第1号中「令和2年7月分、8月分、9月分又は10月分」を「令和3年11月分」に、「同年12月31日」を「令和4年1月31日」に改め、同条第2項中「第5条第1項」を「第5条」に改める。

第5条第2項を削る。

第6条中「前条第1項」を「前条」に改める。

別表第2号様式の項を削り、同表様式番号の欄中「第3号様式」を「第2号様式」に、「第4号様式」を「第3号様式」に、「第5号様式」を「第4号様式」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、公表の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正前の大和市児童扶養手当受給者への臨時特別給付金給付事業実施要綱第3条第1項に規定する支給対象者（同条第2項の規定により支給対象者とみなされた者を含む。）に対する同要綱第2条第3号に掲げる給付金については、なお従前の例による。